

意見募集で寄せられた主な意見とそれに対する最終報告書の内容

平成16年9月15日に緑の保全のための税検討委員会が公表した中間報告書「兵庫県における緑の保全のための税についての検討」に対し、平成16年10月15日まで県民の皆様から意見募集を行ったところ、73件のご意見やご提言が寄せられました。

寄せられたご意見については、下記のとおり区分したうえで、委員会で検討し、最終報告書にとりまとめました。

多くのご意見を便宜上、要約させていただきましたことにつきましてはご了承お願いいたします。

いただいたご意見については、今後、県において課税案や具体的な用途を検討する際に十分参考にされるものと考えています。

1 緑の保全のための税（仮称）（以下、「新税」）に対する賛否の状況

1	新税に賛成	20
2	基本的には新税に賛成だが、税額、用途、課税方法等を工夫すべき	20
3	新税に反対はしないが、課税方法等については反対	11
4	緑の保全には賛成（新税についての賛否は不明）	7
5	緑の保全には賛成だが、新税については慎重に検討すべき	5
6	緑の保全には賛成だが、新税にはついては反対	7
7	新税に反対	3
合 計		73 件

2 寄せられた主なご意見と最終報告書の内容

寄せられたご意見	委員会の考え方	最終報告書での記述 (下線は中間報告書からの修正部分)
1 森林をはじめとする緑の荒廃が県民生活に大きな影響を与えることを理解してもらう必要がある。	今回、寄せられた意見でも「緑の保全は重要である」という認識のもとでの意見がほとんどであったが、今後も、さらにそうした認識が深まるよう、県の取組が必要。 意見の趣旨については、中間報告書に記述済みであるので、より分かりやすく修正。	社会経済環境の変化にともなう林業の衰退や人々の生活様式の変化により、森林との関わりが薄れる中で、 <u>従来の開発に伴う喪失だけではなく、整備・保全が十分に行われず放置され、荒廃が進む森林の増加が大きな問題となっている。</u> また、都市地域では、都市化の進展に伴う開発や市街地内部でのアスファルト等の人工系の土地利用等による <u>緑の減少や孤立化が進み、緑が大きく損なわれてきた。</u> こうした森林の荒廃や都市地域の緑の喪失は、緑の公益的機能の低下につながり県民生活に大きな影響を与えることとなる。 したがって、今、まさに荒廃しつつある森林、 <u>大きく損なわれた都市地域の緑を保全・回復することが強く求められている。</u> 【報告書P1】

<p>2 森林の保全は国の施策として行うべき</p>	<p>全国的な施策展開は望ましいが、<u>荒廃が進む森林や、都市地域の緑を保全・再生していくためには、国の施策展開を待つだけではなく、県としての早期・計画的な取組が必要であり、その趣旨を補記。</u></p>	<p><u>森林をはじめとした緑の整備・保全については、国においても様々な施策が展開されているが、今後とも、私たち県民が緑の持つ多様な公益的機能の恩恵を受けるためには、早期かつ計画的に先人から引き継いだ緑を適切に整備・保全するとともに、失われた緑を再生し、次の世代により良い姿で引き継いでいくことが必要であり、国の施策展開を待つだけでなく、兵庫県として、県民共通の財産である緑の保全を社会全体で支え、県民総参加で取り組むことが重要である。</u> 【報告書 P 5】</p>
<p>3 まず開発を抑制すべき 4 開発者等の原因者が経費を負担すべき</p>	<p>開発行為には森林法等の様々な法令規制がある。また、兵庫県では、一定規模以上の森林開発には開発者に協力金を求め、森林整備等の事業に充当する制度がある。 開発以外でも、社会経済環境の変化から荒廃する森林や十分な緑が確保されていない都市地域について、緑の保全を早急に進める必要がある。その趣旨を追記。</p>	<p>社会経済環境の変化に伴う林業の衰退や人々の生活様式の変化により、森林との関わりが薄れる中で、<u>従来の開発に伴う喪失だけではなく、整備・保全が十分に行われず放置され、荒廃が進む森林の増加が大きな問題となっている。</u> 【報告書 P 1】</p> <p><u>こうした施策を実施するための財源として、一定規模以上の森林開発を行う開発者については、協力金の負担を求めてきたところである。</u> 【報告書 P 11】</p>
<p>5 行財政改革・事業経費の見直しにより財源を捻出すべき</p>	<p>県の努力の必要性、行革への取組状況やそれについての県民の周知が必要である。 この趣旨については中間報告書に記載はあったが、行革の取組をより明確にするため、「緑の保全のための経費負担の考え方」の項に移行し、若干分かりやすく補正。</p>	<p><u>こうした財源については、まず兵庫県が自ら事務事業の見直しを行い、それを生み出す努力を行うのは当然のことである。</u> <u>しかしながら、兵庫県は、これまで平成 12 年 2 月に策定した「行財政構造改革推進方策」に沿って行財政改革に取り組んできたが、近年、県税収入が急激に落ち込み、さらに収支不足の増加が見込まれるため、平成 15 年度に「推進方策」を見直し、一層の行財政構造改革を進め、この収支不足に対応しようとしている状況である。</u> <u>一方で、このように厳しい行財政状況の中においても、早期かつ計画的な緑の保全を図るための財源が必要である。</u> 【報告書 P 12】</p>
<p>6 森林が存在する農山村地域に負担を求めるべきではない。</p>	<p>緑の多様な公益的機能は、地域を問わず、直接・間接に及ぶ。 こうした緑の機能を保全していくためには、地域を限ることなく広く県民が関わるのがふさわしい。 この趣旨は中間報告書に記述し</p>	<p>緑は多様な公益的機能を有しており、その恩恵は地域を問わず、全ての県民の生活全般に関連している。また、豊かで多様な自然環境を保全していくためには、「新兵庫県環境基本計画」にも盛り込まれているように、県民、事業者、行政などの各主体がそれぞれの役割分担と応分の負担のもとに参画と協働</p>

	たとおりである。	を推進し取り組んでいかなければならない。 こうした観点を踏まえると、緑の保全を図るための財源については、一部の者が負担するのではなく、広く県民に負担を求めることがふさわしく、さらに緑の持つ公益的機能からの恩恵は市場取引に馴染まないことも考え合わせれば、そのための制度は税制度を活用することが適当である。【報告書 P12】
7 都市の緑の整備には都市計画税等の既存の財源を充てるべき	5 と同じ	5 と同じ
8 法人は「環境の保全に関する条例」で緑地の整備が規定されており新たな負担はおかしい。	工場立地等で失われた緑の回復のみではなく、緑の保全に対して個人と同様に地域社会の構成員である法人に負担を求めることは不合理とはいえない。 この趣旨は中間報告書に記載があるが、より分かりやすく修正。	地域社会の構成員である法人に対しても、 <u>事業活動のために失われた緑の回復という対応を超えて、森林の整備や都市地域での緑の増加といった、緑の保全・再生のより一層の促進という観点から、個人と同様に負担を求めることについては、著しく不合理な点は認められないと考えられる。</u> 【報告書 P14】
9 法人県民税法人税割の超過課税を活用すべき	法人のみの負担は、広く個人・法人を問わず地域の構成員が緑の保全のための財源を負担するという新税の趣旨にそぐわない。 新税の趣旨については、中間報告書に記載のとおりである。	緑の多様な公益的機能を維持するための負担については、その公益的機能が県民生活の全般に関連しており、また、その公益的機能からの恩恵は全ての県民があまねく享受しているという観点から、地域社会を構成する県民が広く分担するという考えの方が、むしろ適切であると考えられる。【報告書 P13】
10 二酸化炭素の排出・吸着に着目して自動車に課税する。	二酸化炭素の一部の排出源のみに負担を求めることは公平ではない。 この趣旨については、中間報告書に記載のとおりである。	例えば、二酸化炭素の吸着機能に着目した場合、個人の生活や法人の事業活動における二酸化炭素の排出は、自動車の使用、ガス・電気の使用、灯油・重油の使用など多岐にわたっており、これらのうちの一部の排出源のみに課税することは、公平性の面から課題があり、また、全ての二酸化炭素の排出を捉え、個人や法人の排出量を的確に把握し公平に課税することも非常に困難である。【報告書 P13】
11 河川の下流域の住民が負担する水源税を考えるべき	水源税は公平性の面からの課題がある。 この趣旨については、中間報告書に記載のとおりである。	水源かん養機能に着目した水の使用量に応じた課税については、比較的使用量が把握しやすいと考えられるものの、平成 14 年 11 月の兵庫県税制研究会の報告書の中で指摘されたとおり、工業用水等に地下水を取水している場合には、その取水量が把握できず公平性の観点から問題があることや、阪神間の上水道は琵琶湖を水源とする淀川水系への依存度が高いなどの課題がある。【報告書 P13】

<p>12 一定額の負担は逆進的であり所得に応じた負担とすべき</p>	<p>緑の公益的機能からの恩恵は全ての県民があまねく享受しており、地域社会の構成員である県民が緑の保全のための財源を広く均しく分担するという新税の趣旨にそぐわないと考えられる。</p> <p>この趣旨については、中間報告書に記述があるが、より分かりやすく修正。</p>	<p>このような緑の多様な公益的機能を維持するための負担については、その公益的機能が県民生活の全般に関連しており、また、その公益的機能からの恩恵は全ての県民があまねく享受しているという観点から、<u>地域社会を構成する県民が広く均しく負担を分かち合う</u>という考えの方が、むしろ適切であると考えられる。 【報告書 P13】</p>
<p>13 法定外目的税の方が緑の保全のための税の趣旨に合致し、県民の意識も高まる。</p>	<p>税の創設には、社会全体としての事務量や課税コストを考えた場合、法定外目的税は課題が多い。</p> <p>この趣旨については中間報告書に記載があるが、より分かりやすく修正。</p>	<p>また、実現可能性の点では、法定外目的税の創設は新たな税目の創設となることから、<u>市町や特別徴収義務者となる企業等の雇用主に、新たな税についての課税や徴収の事務が発生し、また、それらに関する電算システムの改修なども必要となることから、その協力を得ることは難しいと考えられる。</u></p> <p><u>一方で、県民税均等割超過課税は既存制度の活用であり、事務処理やコスト等の新たな負担増は少ない。</u></p> <p><u>税制度の創設に際しては、こうした社会全体の賦課徴収に関する事務量やコストを無視することはできないことから、緑の保全のための税としては、県民税均等割超過課税の方が、より実現性が高いと言える。</u> 【報告書 P15】</p>
<p>14 個人県民税が上がる と国民健康保険の保険料等に影響するので他の課税方法としてほしい。</p>	<p>県下では、神戸市のみ一部の被保険者に影響が生じることが想定されるため、新税の導入の際には、神戸市との連携も必要。</p> <p>その旨を追記。</p>	<p><u>神戸市では、国民健康保険の保険料の一部を、個人県民税・市民税の合計額を基準に算定していることから、兵庫県において県民税超過課税の導入を具体的に検討する際には、神戸市との連携についても検討の必要がある。</u> 【報告書 P16】</p>
<p>15 個人県民税の税率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人住民税の目安の1,000円は高い。 ・ 税率はもっと高くてもよい。 ・ 期間を延ばす、扶養家族等課税対象を広げ税率を下げる。 ・ 森林保全にしほり税率を下げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く県民に負担いただく税であり、理解の得られる税率であることが必要である。 ・ 都市地域の緑は、都市における活動が生み出す環境負荷の軽減等に寄与している。 ・ 県において課税案を作成する際に税率はさらに十分検討が必要である。 <p>これらの趣旨は中間報告書に記</p>	<p>兵庫県では森林の保全に加え、<u>全国でも有数の都市地域を有しており、こうした都市地域の緑の保全・再生についても重要な課題として取り組む必要があることから、税が充当される事業の範囲は、森林の保全を目的としている先行県よりも幅広くなる。</u></p> <p><u>こうしたことを考慮した結果、当委員会としては、緑の保全のために広く県民に一定の負担を追加的に求め、それが過度な負担とならない超過税率の限度額としては、1,000円程度を目安とすることがふさわしいと考えるところであるが、税率については、</u></p>

	載があるが、より分かりやすく修正	県において課税試案等を作成する際に、今回の中間報告に寄せられた意見等も参考にしながら、県民の理解を得られる水準を十分検討する必要がある。 【報告書 P17】
16 税率設定の考え方について ・ 森林や林業のあるべき姿を定め、そのために必要な経費から税率を定めるべき ・ 理解を得られるという観点からのみ税率が検討され根拠があいまいである。	緑の保全のために必要な事業経費は多額であり、そこから税率設定することは、税の負担水準が相当高くなるため、困難な面がある。 このことについては中間報告書に記載があるが、より分かりやすく補記・修正。	こうした経費を全て新たな税で賄うとすると、税率は相当高い水準となる。 緑の保全のために早期・計画的な事業展開を行うためには、ある程度の税収規模も必要となるが、一方で、前述のとおり地域社会の構成員に広く一定の負担を求めるものである以上、税の負担は極端に重い負担とならないことも必要である。 県民の理解を得られる水準の税率とした場合、緑の保全のための税の税収自体は、緑を保全するための施策の一部を賄うものとならざるを得ないが、先にも述べたように、緑の重要性や保全に対する県民の理解や関心が高まることにもつながるものである。税の負担水準については、緑の持つ多様な公益的機能を維持するための今後の緑の保全への取組を踏まえつつ、その負担が県民にとって過重なものにならないよう、県において慎重に検討する必要がある。 【報告書 P20～21】
17 課税期間について ・ 森林は5年では整備できないので期限を設けるべきではない。 ・ 期間を延ばし税率を下げる。	緑の保全のための事業は長期に渡るが、期限を設けず、長期間の負担を求めることは、返って県民の理解を得にくい。 緑の保全の進捗状況や社会経済情勢の状況等を考慮し、必要に応じて制度を見直すことが適切である。 この趣旨は中間報告書にも記載があるが、一部文言を補記。	あまり長期の期間設定では、負担についての県民の理解が得られにくいことや、社会経済情勢の変化に対応しきれないという面も考えられることから、当面5年間程度とすることが適当であると考えられる。 【報告書 P19】
18 税の使途が明確になる仕組みをきちんと構築すべき	基金の創設により明確化を図ることが可能であると考えられる。 このことについては、中間報告書に記載のとおりである。	この超過課税による税収が、緑の持つ多様な公益的機能を維持し緑の保全を図るための財源であり、緑の保全という目的のために直接使われることを明確にするための仕組みづくりが必要となる。 県民税均等割超過課税方式を導入している高知県、岡山県、鳥取県では、基金を活用して一般財源から税収を区分している。 こうした方法は、兵庫県においても活用できると

		考えられる。 【報告書 P22】
19 新たな税が有効に活用されていることが分かるようにしてほしい。	新税がどう活用されているかは、県民にとって当然関心が高い。県においては、新たに設置する基金の状況や緑の保全のための事業の状況等を、県民に分かりやすく示す必要がある。その旨を補記。	<u>こうして新たに設置された基金の積立状況や、基金を活用した緑の保全のための事業の内容、その実施の状況等を広く開示することによって、負担した税がどのように活用されているのかが、県民に分かりやすいものとなる。</u> 【報告書 P22】
20 具体的な事業内容を明らかにして欲しい。 21 具体的な事業の提言	新税の用途については、委員会では、これまでの兵庫県での事業展開を踏まえ、『今後の取組の方向』としてまとめた。 県においては、今後、課税案等を検討する際に、今回寄せられた意見等も参考にしながら、より具体的に事業を示し、県民に新たな負担についての理解を求めていく必要がある。 この趣旨を踏まえ、中間報告書を修正。	したがって、その導入にあたっては、県民や事業者、市町等の理解を得ていくことが不可欠である。 <u>中間報告に対する意見募集では、経費の合理化を求める意見や課税方法に対する意見、より具体的な事業内容、事業計画等を求める意見、さらには事業案の提言等も数多く寄せられた。</u> <u>今後、県において、導入を具体的に検討する際には、こうした意見を十分踏まえ、緑の保全の重要性や必要性、課税の仕組みにあわせて、用途についての具体的な事業計画案などをわかりやすく示すとともに、県における行財政構造改革の取組やその成果についても、県民に示していく必要がある。</u> <u>また、導入された後についても、新たな税を活用した事業展開の状況について、県民に分かりやすく開示する必要がある。</u> 【報告書 P24】
22 整備を受けた森林所有者等から立木売却時に負担金等を徴収する。 23 整備を受けた森林所有者等の所有権制限も考えるべき	森林所有者への制限や負担は、森林所有者がそれを避け、緑の保全事業を活用しないなどの恐れもあり、逆効果となることも考えられることから、今後の事業展開への影響を慎重に見極める必要がある。	
24 用途については森林の保全に限定すべき	兵庫県は大規模な都市地域を有しており、都市の緑の保全・再生も、早急に取り組むべき課題である。 この趣旨は中間報告書にも記載があるが、新税の具体的な検討にあたっては十分県民の理解を得ていく必要がある。一部補記。	兵庫県では森林の保全に加え、 <u>全国でも有数の都市地域を有しており、こうした都市地域の緑の保全・再生についても重要な課題として取り組む必要があることから、税が充当される事業の範囲は、森林の保全を目的としている先行県よりも幅広くなる。</u> 【報告書 P17】